

令和8年度札幌市オンライン結婚支援センター運営業務に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）1月29日

札幌市長 秋元克広

記

1 担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館5階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課
電話（011）211-2947

2 公募に関する事項

(1) 業務名

令和8年度札幌市オンライン結婚支援センター運営業務

(2) 業務内容

さっぽろ結婚支援センターの運営業務

※詳細は別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集及び参加意向申出書、企画提案書等の受付

イ 企画競争実施委員会で提案内容についてヒアリングを実施

ウ 企画競争実施委員会による審査

エ ウの審査において最も評価が高い1者を契約候補者として選定

オ 上記エの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「令和8年度札幌市オンライン結婚支援センター運営業務」企画提案説明書及び同企画提案仕様書による。

3 参加資格

以下(1)～(5)の条件を満たし、かつ、(6)又は(7)のいずれかの条件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) ISMS (ISO/IEC 27001:2022 / JIS Q 27001:2023) 又はプライバシーマーク (JISQ15001:2023) 等の規格認証を受けていること。

(6) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）に登録されている者であること。

- (7) 上記(6)を満たさない場合には、以下(8)を満たし、「7(1)イ(イ)参加資格審査に係る書類等」に示す書類を提出することで、参加の申込みを行うことができる。
- (8) 札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

○札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）抜粋（競争入札参加者の資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。この場合において、市長は、契約規則第2条第3項若しくは第14条第2項又は特例規則第3条（第14条において準用する場合を含む。）の規定による告示において、その旨を記載するものとする。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

エ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

4 手続き等

(1) 企画提案説明書等

令和8年1月29日（木）から札幌市公式ホームページにて公開

(2) 質問書の提出期限

令和8年2月9日（月）17時00分まで

(3) 参加意向申出書の提出期限

令和8年2月13日（金）17時00分まで

(4) 企画提案書の提出期限

令和8年2月19日（火）17時00分まで

5 仕様書等の取得方法

札幌市公式ホームページにて公開

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/nyuusatsu/2025wakamonodeai.html>)

6 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。
- (7) 詳細は企画提案説明書及び仕様書による。